

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成24年7月19日(2012.7.19)

【公開番号】特開2010-36888(P2010-36888A)

【公開日】平成22年2月18日(2010.2.18)

【年通号数】公開・登録公報2010-007

【出願番号】特願2009-136226(P2009-136226)

【国際特許分類】

B 6 4 C 29/00 (2006.01)

B 6 4 C 39/02 (2006.01)

【F I】

B 6 4 C 29/00 A

B 6 4 C 39/02

【手続補正書】

【提出日】平成24年5月31日(2012.5.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ダクトファン付き航空機であって、

回転軸を有するファンと、

ダクトと、を有し、前記ダクトは、

実質的に円形の断面を備える内側ダクト壁と、

前記内側ダクト壁と協働的に係合して少なくとも部分的に囲まれた空間を形成する外側ダクト壁と、

前記少なくとも部分的に囲まれた空間の複数の拡大領域と、を有し、前記複数の拡大領域は前記ファンの前記回転軸に垂直な方向に延び、前記外側ダクト壁の前記複数の拡大領域を画定する部分は、前記ファンの前記回転軸から前記ファンの前記回転軸に垂直な方向に最も遠くに延びる前記ダクトの表面を画定する、ダクトファン付き航空機。

【請求項2】

請求項1に記載のダクトファン付き航空機であって、前記複数の拡大領域は4つの拡大領域を備え、

前記4つの拡大領域は前記外側ダクト壁上に位置し、

前記4つの拡大領域は前記外側ダクト壁の実質的に四角の外形を形成する、ダクトファン付き航空機。

【請求項3】

請求項1に記載のダクトファン付き航空機であって、前記回転軸と前記複数の拡大領域における前記外側ダクト壁との間の距離が、前記回転軸と前記内側ダクト壁との間の距離よりも10パーセントから40パーセント大きい、ダクトファン付き航空機。